

新しい貿易保険商品・料率体系について(要旨)

2006年3月
日本貿易保険

・新商品・料率体系のコンセプト

昨今の貿易保険分野における環境変化に的確に対応するため、今般、日本貿易保険(NEXI)は、組合包括保険を中心に、以下のとおり現在の商品・料率体系を抜本的に見直し、2007年4月から実施することといたしました。

この見直しにより、

- より充実した内容 - 現在は付保していないリスクまで保険対象を拡大するなど、お客様のニーズによりの確に対応した商品設計
- より精緻なリスク対応 - 実際のリスクにより適切に対応した料率を設定
- より簡潔な手続 - お客様の手続負担を極力簡素化

の3点を実現してまいります。

・具体的な商品内容

1. より充実した内容

(1) 商品選択の多様化の実現

輸出組合に加入されているお客様につきまして、当該組合の包括保険を利用するかどうかを自由にご選択いただける「付保選択制」を導入いたします。この結果、こうしたお客様につきましては、引き続き組合包括保険をご利用いただくことはもちろん、企業総合保険や個別保険のみのご利用も可能となり、お客様の付保ニーズに合わせた商品選択の範囲は大幅に拡大・多様化いたします。(ただし、一度、組合包括保険のご利用を停止されたお客様は、その後満1年経過後の最初の当該組合とNEXIとの間の包括特約締結時(通常毎年4月)までは当該組合包括保険を再びご利用いただくことはできません。)

(2) 設備財包括保険(日機輸、船舶、鉄道車両、電線の各輸出組合包括保険)・技提包括保険の商品性の大幅な向上

付保対象範囲の合理化(Aカテゴリー-国子会社向け取引の付保申込義務廃止)

設備財・技提包括保険をご利用いただく際、現在は、子会社向け取引についてはその所在国にかかわらず一律に非常危険の付保をお申し込みいただいておりますが、Aカテゴリー-国にある子会社向け取引(仕向国・支払国がともにAカテゴリー-国であるもの)については信用危険のみならず非常危険も不填補とし、お客様の付保申込義務の対象外といたします。

填補リスクの拡大

ア) EF 格バイヤーへの船積後信用リスク填補制度の導入

設備財包括保険・技提包括保険では不填補としている EF 格バイヤーの船積後信用リスクについて、それらの包括保険に加入しているお客様がバイヤーを選択して付保をお申し込みいただける制度を導入します。

イ) 大規模プラント等大型案件への対応強化

近年世界各国で増加している大規模プラント案件等に対するリスク填補の大幅な強化を図るため、契約金額 500 億円までとなっている引受上限額を廃止し、500 億円を超える大型案件についても全てお客様に付保をお申し込みいただき包括料率を適用して保険を引き受ける対象といたします。

また、これらの大型案件のバイヤーの多くが SPC である実態にかんがみ、SPC バイヤーの信用リスク填補制度について、現行制度の改善を図ります。

(3) 企業総合保険の商品性の抜本的な拡充

オプションメニューの充実

ア) A カテゴリー国子会社向け取引除外オプションの導入

A カテゴリー国にある子会社向け取引について、非常リスクも含めて付保義務の対象外とすることをお客様ごとにお選びいただけるオプションを新たに導入します。

イ) 増加費用特約オプションの導入

現行のオプションメニュー(裾切り金額、100%仲介貿易、再販売・中継貿易)に加え、増加費用危険を填補する特約をオプションで締結できることとします。

ウ) 部門別オプション選択制の導入

現行制度では、お客様(企業)ごとに一通りのオプションメニューしか選択できませんが、対象となる貨物の輸出実績が1年間で100億円以上のお客様については、企業の部門ごとに二通りまでのオプションをお選びいただけることとします。

保険料における保険成績調整要素(リザルト)の比重の拡大

損害率が低いお客様については、実質的な総合料率ベースで見れば現在の水準以上となる保険料割引を実施し、より公平で納得感のある保険料体系といたします(2.(4)参照)。

(4) 限度額設定型保険(製造業用)の対象被保険者の拡大

現在は製造業者だけとなっている限度額設定型保険の対象被保険者を製造業者以外にも拡大します(併せて名称の変更も行います。)

(5) 消費財包括保険・個別保険・中小企業保険

これらの保険については原則として現行の商品性を維持いたしますが、消費財包括保険につきましては、制度・手続簡素化の観点から、保険料率を保険責任期間にかか

ならず一定といたします。

(6) 国別引受条件の緩和

国別引受条件（案件枠、ユーザンス制限、L/C 条件）を全般的に見直し、大幅に緩和いたします。新たな国別引受条件の具体的内容は、2006 年 10 月までのできるだけ早い時期に公表し、その後 1 ヶ月程度をおいて適用します。

2. より精緻なリスク対応

保険料率体系を、リスクにより適切に見合ったものに改めます。

(1) 填補リスク間における料率バランスの見直し

非常リスクと信用リスク、船積前リスク（船積不能）と船積後リスク（代金回収不能等）について、それぞれ実際のリスクにより近づけた形で料率体系を改めます。

(2) 保険責任期間の長短に応じた料率バランスの見直し

保険責任期間と案件のリスクとの関係を改めて精査し、保険責任期間に応じた料率のリバランスを図ります。

(3) バイヤーごとの信用保険料率設定の細分化

現在、バイヤーによる船積後信用保険料率の区分は 2 段階のみですが、これを 3 段階に改め、個々のバイヤーのリスクにより的確に対応できるようにします。具体的には、現在の「信用 A 料率」を、GS・GA・GE・SA・EE 格バイヤー向け料率、EA 格バイヤー向け料率、の 2 つに細分化します。

(4) 企業総合保険のリザルトの取扱い

現在、企業総合保険につきましては、お客様ごとの船積後信用事故の損害率に応じて、当該リスクに係る保険料につき、50%割引から 100%割増の範囲内で増減させていますが、これを 30%割引から 60%割増の範囲内で増減させる制度に改めます。

(5) 個別保険の料率

現在とほぼ同様に、国カテゴリーに応じた個別保険と包括保険との料率格差（商品係数）を維持します。

(6) バイヤー格付けの評価基準の透明化

海外商社名簿に登録される E 格バイヤーの与信管理区分の格付け (EE、EA、EM、EF 又は EC) に関し客観性・透明性を高める観点から、2006 年 10 月までのできるだけ早い時期に、関連規程で公開している評価基準をより具体的な内容といたします。

3. より簡潔な手続

(1) 包括保険のインターネットによる申し込み

組合包括保険及び企業包括保険(企業総合保険及び技提包括保険)の特約を締結いただいているお客様がご希望される場合は、2007年度以降順次、全ての包括保険対象案件についてインターネットによる保険の申し込みができるようにいたします。インターネット申込みを御利用いただくことにより、従来の紙媒体等による申込みに比べてお客様の手続負担の軽減が期待されます。インターネットによる保険申込の具体的な手続等については、2006年10月までのできるだけ早い時期に公表いたします。

(2) PU格バイヤー向け輸出契約等に係る保険契約申込期限の延長

お客様のバイヤー信用調査の利便性を向上するため、組合包括保険及び企業包括保険の対象案件について、PU格バイヤーの信用調書の取得が当該バイヤー向け輸出契約等に係る貿易保険の申込期限に間に合わない場合は、当該申込期限を当該信用調書の取得に要する期間だけ延長することとします。

(3) 企業総合保険の支払限度額設定手続の簡素化

現行制度の下では、企業総合保険の登録バイヤーについては、その水準にかかわらず全て個別にお客様の希望を踏まえて支払限度額を設定していますが、これを改め、EE格又EA格バイヤーについては、お客様が一定額(EE格：5億円、EA格：1億円)を超える支払限度額の設定を希望されるバイヤーについてのみ個別に同限度額を設定することとし、一定額以下の支払限度額を希望されるバイヤーについては当該バイヤーの格付けに応じて一律に設定することといたします。

(4) 保険申込み媒体の見直し

引き続き従来の媒体(OCRシート又はフロッピーディスク)により保険のお申込みを頂くお客様の手続負担を軽減するため、これらの媒体の記載項目の見直しなどできる限りの簡素合理化を図ることとし、2006年のできるだけ早い時期に具体的な様式を公表します。